

マイナンバー通信(その4) 「マイナンバーを使う場面」

平成27年10月中旬から11月下旬にかけて、順次マイナンバーが記載された通知カードが住民票の住所に簡易書留で届きます。そのマイナンバーを使う場面にについてご紹介します。

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当・その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載を求められます。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うことが出来る場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提示を求められる場合があります。

マイナンバーを提示する時の注意事項

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真はありません。本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要となる場合があります。(個人番号カードの場合は証明書の提示

は必要ありません)

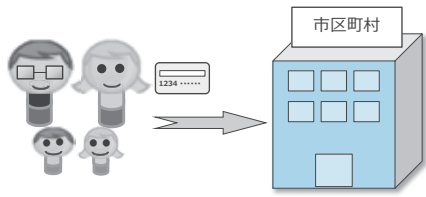
マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することが必要になります。

例えば、所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。

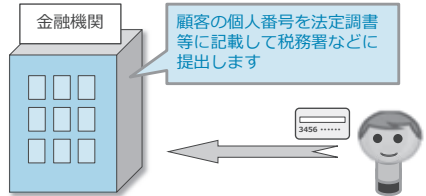
マイナンバーは次のような場面で使います。



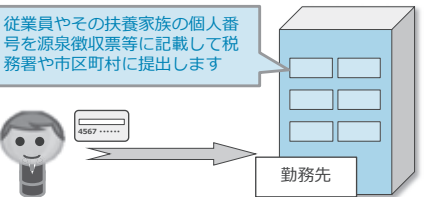
児童手当、その他福祉給付等の手続きの際に市区町村にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します



マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意ください!

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体が口座の情報や、個人の情報、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。

民間企業でもマイナンバーを取扱います。

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。

平成28年1月以降(厚生年金、健康保険は平成29年1月以降)は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体に勤める方や金融機関と取引がある方は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければなりません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったとき

通知カードと個人番号カードはカードの記載内容(氏名・住所・生年月日・性別・個人番号)に変更があった場合、町役場へ届け出るようになります。変更後の新しい情報をカードに記載する必要がありますので、転入や転居などの住所変更の届出や

氏名の変更を伴う戸籍の届出に
来庁される際は「通知カード」
または「個人番号カード」を必
ずご持参ください。
◎マイナンバー制度に関するお
問い合わせは、
マイナンバーコールセンター

【日本語窓口】

☎0570-200-0178

【外国語窓口】

☎0570-200-0291

(通話料金がかかります)

平日9時30分～17時30分

(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bansoseido/

◆次号掲載予定のマイナンバー通信(その5)では、「マイナンバーの安心・安全の確保」についてお知らせします。

(仮称)大磯町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定に対する意見を募集しています。

▼募集期間 11月9日(月)まで
※詳細については政策課へ連絡もしくは町ホームページをご覧ください。

政策課 ☎内線257

町民課 ☎内線272



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん